

議案第 7 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

特殊勤務実績簿による特殊勤務手当の管理方法の見直しその他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第446号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「給与条例」という。」を削る。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、第3条から第10条までに規定する作業に従事したことにより支給することとなった手当で施行日以後に支給するものの取扱いについては、施行日以後も、なお従前の例による。

職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項並びに一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)第12条及び羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条例第22号)第5条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第11条 省略</p> <p><u>第12条</u> 省略 以下省略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項並びに一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号。<u>以下「給与条例」という。</u>)第12条及び羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条例第22号)第5条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第11条 省略 <u>(特殊勤務実績簿)</u></p> <p><u>第12条 所属長は、市長が別に定める特殊勤務実績簿を作成し、必要事項を記入して保管しなければならない。</u></p> <p><u>第13条</u> 省略 以下省略</p>